

令和6年度
我孫子市景観審議会
会議録

令和7年1月17日（金）

(1)会議の名称	令和6年度我孫子市景観審議会							
(2)開催日時	令和7年1月17日（金） 午前10時～午前12時							
(3)開催場所	我孫子市役所 分館大会議室							
(4)出席又は欠席した委員 その他会議 に出席した 者の氏名 出：出席 欠：欠席	委員							
	出	馬場広太	出	荒井歩 (会長)	出	岡部明子	出	鈴木亮平
	出	野口修 (副会長)	出	今野法生	出	堀茂幸	出	渡部史朗
	星野市長 事務局（都市部 都市計画課 景観推進室） 中場部長、林課長(兼)景観推進室長、沼崎課長補佐、 川添主任、藤井主事							
(5)次第	1. 開会 2. 市長挨拶 3. 議題：我孫子市景観形成基本計画の見直しについて 4. 閉会							
(6)公開・非公開の別	公開							
(7)傍聴人の数	2名							
(8)会議の内容	次のとおり							

会議録（1.開会、2.市長挨拶は省略）

【荒井会長】 それでは、審議に移らせていただきます。議題となっております、『我孫子市景観形成基本計画の見直し』について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 （議題説明）

【荒井会長】 ご説明ありがとうございます。委員の皆様、ご意見、ご質問はございますか。

【堀委員】 資料②のタイトルに「変更案」とありますが、本文には「改定」という言葉が使われており、表現がバラバラなため統一して欲しいです。前回の審議会で意見を述べた、行政・事業者・市民の協働や景観資源に関する記述の追加が反映されていたので、内容自体には異存ありません。ただ、現在の変更案だと計画書の全てを読まないと改定の目的が見えてこないため、改定の趣旨や景観の保全・活用の考え方について、例えば目次の”主な改定事項”の前に、箇条書きで網羅的に載せた方が良いと思います。

【事務局】 変更案では「後日作成」としてありますが、目次の前に掲載予定の「市長あいさつ」のなかに、今回の改定の趣旨等について記述したいと思います。

【堀委員】 分かりました。景観形成に対する哲学などもコメントに盛り込んでいただきたいと思います。

【事務局】 分かりました。

【野口委員】 「手賀沼沿い自然・田園エリア」及び「手賀沼沿い交流エリア」の屋外広告物には、ロゴマーク以外の人物や動物、事業内容を連想させる写真や意匠を使用しないことと言い切っていますが、法的な強制力がありますか。

【事務局】 景観法に、屋外広告物に関する制限を景観計画で定めることができると規定されています。市の条例で、景観計画に適合しないときは指導や勧告を行うことができると規定しているため、強制力のある基準です。

【野口委員】11ページの「【参考】我孫子市都市計画マスタープランで示す将来都市構造」の成田街道と幹線道路の色分けが分かりにくいので、配色を工夫した方が良いと思います。

【事務局】色合いを調整します。

【馬場委員】5年ごとに計画を見直すとのことですが、1年後にこれをやる、2年後にこれをやるといった具体的な実施計画がないなかで、どういう見直しを行うのか教えて欲しいです。

【事務局】見直しのタイミングを明確にしなかったことが、この計画が約20年間改定されなかった一因であると考えています。景観は、いつまでに何をどこまでやるか具体的に定めることが難しい分野ですが、新しい基準の運用効果や普及啓発の取り組みの成果、新たな景観阻害要因の発生の有無と有る場合はそれへの対策などについて定期的に検証・検討し、基準等のアップデートを適宜行っていく必要があります。5年という期間設定について明確な根拠はありませんが、昨今の景観を取り巻く環境変化のスピードに鑑みると、10年では長過ぎますし、3年では検証のためのサンプル量が不十分なため、5年が妥当と考えました。

【馬場委員】今回の景観計画の見直しは、都市計画マスタープランの改定に合わせるためのものですか。

【事務局】上位計画である都市計画マスタープランとの整合だけでなく、資料②の8頁の図にある他の関連計画との連動や、新たな景観阻害要因などの景観づくりの課題への対応が、今回の見直しの目的です。

【今野委員】建築物の屋内から屋外に向けて表示する屋外広告物について、設置場所が「商工業景観ゾーン」でも色彩基準の適用対象となりますか。

【事務局】「商工業景観ゾーン」では、そうした屋外広告物を含め、上端の高さが地盤面から20mを超えるものが届出や基準適用の対象となります。20m以下のものには基準は適用されません。

【今野委員】まちの賑わいづくりを目的としたものやコーポレートカラーについても色彩の規制対象となるのですか。

【事務局】対象になります。ただし、今回の改定では、色彩の規制対象を、自然や水辺などの景観資源を保全・活用する区域や、その景観を阻害するおそれのある高所に設置されるものに限定しています。規制の目的や考え方を、そうした場所と駅前などの商業地とで分けています。

【今野委員】わかりました。

【岡部委員】我孫子市は景観資源が豊富なところで、昔は松林などもありましたが市街化の進行により減少していきました。良い景観をつくっていくためには市民、事業者、行政が協調して積極的に取り組みを進めていくことが重要であり、行政が景観計画をつくるうえで最も神経を使わないといけないところだと思います。特に注力しなければならない規制的手段の検討は、なかなか難しい問題であると感じました。規制的手段は、問題が生じてから講じるという風になりがちですが、顔写真入りの看板については、今回初めてその問題を認識しました。デジタルサイネージも増えてきていると聞いていますが、市内での設置事例はありますか。また、もう1つお聞きしたいのですが、野立ての太陽光発電設備の設置の『自粛』要請という表現について、最近は普通に使われるようになりましたが、「自粛」という言葉は元々自主的に行うものであり「要請」とは相容れないのではないのでしょうか。この言葉の使い方については慎重に考えた方が良くと思います。また、前回の審議会で意見した全体構成の見直しをしていただきありがとうございます。上位計画と齟齬があってはいいませんが、上位計画に従属しているだけではなく、景観にかかる現状認識を基盤とした計画であることを示すうえで大事だと思います。それから、資料②の13頁に掲載されている【景観計画区域等の区域図】の「公園坂通りエリア」がほとんど見えないのですが、重要なエリアなので分かりやすくして欲しいです。

【事務局】「公園坂通りエリア」の図示の仕方を工夫させていただきます。デジタルサイネージについては、通常の看板よりも低コストなケースもあり、都内では設置が増えていると聞いています。景観アドバイザーに委嘱してる色彩の専門家によると、表示内容が頻繁に切り替わるデジタルサイネージは色彩の規制が困難なため、設置が増える前に対策を講じておいた方が良いとのことでした。他の自治体の対応例として、画像の切り替え速度をゆっくりにするなどの基準を設けている例もありますが、我孫子市としては、自然や水辺などの景観資源を活かした賑わいづくりを進めていくエリアなどには、デジタルサイネージの設置自体を制限したいと考えています。資料②の21頁をご覧ください。「共通」の欄の「可変式表示広告物」にデジタルサイネージが含まれ、商工業景観ゾーンでは、設置できる高さを地盤面から20mまでとしています。高所に設置されると、手賀沼の対岸などから本市のまちなみを眺めたときに視界に入ってしまうため、これを防ぐことを目的としています。また、自然景観をまちづくりに活かす「自然・田園ゾーン」や「手賀沼景観重点地区」については、公益上必要なもの以外は設置できないとしています。これらはデジタルサイネージを否定するものではなく、設置できる場所や区域を規制することで、景観形成と経済活動との折り合いをつけたいと考えています。

野立ての太陽光発電設備の設置規制に関する動きとして、国の許可とは別に自治体で設置を許可する制度を設けているところもあります。それに比べると我孫子市は自粛要請のため、強制力は弱いです。本市でも、農家さんの高齢化などにより耕作が続けられなくなり、代わりに農地に太陽光発電設備を設置するといったケースはあると思います。前回の審議会で鈴木委員からお話があったように、農業が継続されれば、自然景観を守り、農地に太陽光発電設備が設置されることを防げると思います。市の農政課が新規就農者の支援などを行っていますので、農業政策との連携が必要であると考えています。我孫子市では、野立ての太陽光発電設備が平坦な場所に設置されるケースが多いのですが、今後、急斜面など景観形成や防災上影響が大きい場所に設置されるケースが散見されるようになった場合は、自粛要請ではなくもっと厳しい規制を検討する必要があると考えています。

【鈴木委員】資料②14頁の屋外広告物の規制・誘導の考え方を示した図について、どこに規制がかかるのか、設置できるのか、高さについては上端なのかなど、この図で

は直感的に分かりにくいいため、改善した方が良いと思います。この後に書かれている内容を、図にある程度反映した方が良いのではないのでしょうか。また、18頁以降の色彩基準に関して、色の例示があった方が市民も直感的に理解しやすいと思います。看板への写真の使用制限は良いと思いますが、担当者によって判断が変わることのないように、ガイドラインのような基準を設けると良いと思います。

【事務局】14頁の図については、注釈を入れるなどして分かりやすくしたいと思います。18頁の色については、ご指摘のとおり文字のみだとイメージが付きにくいいため、色のサンプルを掲載します。看板の写真等については、運用基準を定めたいと考えています。

【渡部委員】鈴木委員と同じく色の見本を掲載すると良いと思います。それから、屋外広告物への人物の写真等の使用規制について、「公園坂通りエリア」を対象としなくて良いのでしょうか。また、規制だけだと営業している店や進出を予定している事業者がやり難くなるため、市がファサード等のサポートや誘導を行いながら、目指しているシンボルロードのまちなみをつくっていくと良いのではないのでしょうか。

【事務局】人物の写真等の規制について、「公園坂通りエリア」は、周囲の自然景観との調和ではなく、エリア自体の景観形成をどうするかが重要になってきます。実は、公園坂通りについて、通り自体に魅力を持たせるか、その先にある手賀沼公園や我孫子新田などへの誘導路として機能すれば良いのか、市の方針が明確に定まっていないのですが、このエリアは、屋外広告物を設置できる高さを地盤面から7mまでとし、独立広告物については、表示面積の上限を他のエリアよりも小さくしています。現状の公園坂通りの沿道には住宅が多く、賑わいを創出するためには店舗が増えて欲しいのですが、広告物の高さや面積の制限に加え、人物の写真まで規制すると出店を抑制してしまう恐れがあると考え、変更案では「公園坂通りエリア」に人物の写真等の使用制限をかけませんでした。しかし、まだ案の段階ですので、規制が必要だというご意見があれば検討していきたいと考えています。

【荒井会長】前回の審議会で意見した構成の大幅な変更を行っていただきありがとうございます。我孫子市の景観計画の始まりは景観法が成立した翌年の平成17年までさ

かのぼり、全国的に見てもかなり早い段階で策定されています。誇りを持っていいと思います。堀委員が指摘されていた件は、市長の言葉に入れても良いですし、どのような取り扱いにするにせよ、計画を今変えなければいけない理由を前向きな言葉で記載して欲しいです。都市マスの方針で駅を中心としたコンパクトシティで賑わいをつくっていかうという考えがありますが、より価値のある自然景観を景観資源として活用していくのだという前向きな姿勢を打ち出した方が良いと思います。野立ての太陽光発電設備の問題については、我孫子市はゼロカーボンシティを宣言しているまちでもありますので、太陽光発電設備に全面的に反対するのではなく、ダメなところもあるという書き方にした方が良いのではないかと思います。次に、9頁の見直しスケジュールが分かりにくいです。市の総合計画など他の計画に沿って見直すものと、ガイドラインなどを運用しながら見直していくものがあるので、整理した方が分かりやすいと思います。屋外広告物に関しても全てダメというわけではなくて、こういうのだったら良いよという例を書いて、ビジョンを持って規制などに取り組んでいることやスケジュール感を書き込んでおくと、5年毎の見直しのときに前進しているんだと分かりやすいと思います。

また、10頁に手賀沼景観重点地区とそれ以外の地区に分けたと書いてありますが、23頁まで景観拠点の説明が出てこないため、10頁に23頁に記載があることや、細かいところは12頁、13頁に書いてあると表現すると全体的に分かりやすくなるのではないのでしょうか。

14頁について、鈴木委員からも指摘がありましたが、環境基本計画の41頁にも景観計画について記載があるため、連動してやって欲しいですし、その姿勢を書きつつ分かりやすくしたほうが良いと思います。

23頁及び27頁の景観拠点について、規制外のところを前向きに書いていますが、ここが我孫子市として規制と賑わいのバランスを取るうえでとても価値がある部分だと思います。市としては規制をしますと言いながらも25頁のように市民・事業者との協働に価値があるということを市民の方に思ってもらいたいです。

景観重要樹木について、我孫子市はもっと活用できるんじゃないかと思っています。国道356号沿いの特に湖北方面などは、地区の目印となるような樹木がほとんど切られてしまい、緑の量も減ってしまっています。個人所有の木なので、行政でコントロールするのはなかなか難しいですが、景観重要樹木の制度を使えば可能になるのではないのでしょうか。景観重要樹木という制度がありますというだけではなく、景観重

要樹木を増やす方向でアピールしたり、景観重要樹木に相応しい樹木を市民に聞いてみるのも良いかと思います。景観重要樹木を活用している自治体は少ないため、是非取り組んでいただき、我孫子市にトップランナーになって欲しいと思います。

【事務局】事務局から野口委員に質問です。近年、大きなマンション等でバルコニーに透過性のある素材を使うケースが増えています。こういった光の当たり方によって色が変わるものに対する色彩基準について、景観アドバイザーからもマンセル値でコントロールすることが難しいため、空に溶け込むような色を使うといった定性的な基準をつくって事業者に配慮を促してはどうかという意見をいただいています。こういった素材の使用は昨今のトレンドなのでしょうか。

【野口委員】パンチングメタルのような金属の材料を使うと、光を遠くまで強く反射してしまい問題化することもあります。軽く作るというのがデザインのトレンドとなっています。特に若い方が設計したものには、手すりに透過性の高い素材を採用するケースがよく見受けられます。また、ガラスの開発も進んでおり、透過性が高いものや光を反射して暑くなりにくいものなどを先取りして使いたがる人も多いと思いますので、透過性のある手すりの使用は増えていくのではないのでしょうか。

【事務局】高層階のバルコニーの色には、青系や白、黒、稀に緑系の色も見かけますが、今後、赤や黄色のような奇抜な色が使われる可能性はありますか。

【野口委員】それはないと思います。緑や金色といった奇抜な色を使っては駄目ということはないですが、品性の問題もあるので、あえて使う人は出てこないと思います。昔は洗濯物をベランダに干していたので、生活を垣間見られないよう透過性のある素材はあまり使われませんでした。生活スタイルが変化して洗濯物を外に干すことが少なくなったことや、ベランダからの採光の確保も透過性のある素材の使用が増えている一因だと思います。

【事務局】ありがとうございます。資料②の21頁をご覧ください。手賀沼景観重点地区の「手賀沼沿い自然・田園エリア」と「手賀沼沿い交流エリア」、「公園坂通りエリア」の壁面利用広告物に使用する文字は、切り文字または箱文字に限定したいと考

えています。柏の葉キャンパス駅周辺では、努力規定ですが、壁面利用広告物は切り文字または箱文字とするか、看板の地色を壁面と同系色にすることとされています。努力規定ではありますが、この規定を守らない事業者は今のところいないとのこと。自然景観を活用して賑わいをつくりだそうとしている「手賀沼沿い交流エリア」と、これにつながる「手賀沼沿い自然・田園エリア」に関しては、景観形成上、特別なエリアであるため、努力規定ではなく義務規定にしたいと考えています。

【野口委員】確認申請の手続きを行っていると、市によって屋外広告物の基準が異なっているのに、あまり意識することがないため、最後の最後で届出が必要だと分かりびっくりすることがあります。そのため、建築住宅課とタイアップして、屋外広告物を表示・設置する際の基準の周知チラシなどを設計者に配ってもらうと良いのではないのでしょうか。

【事務局】今後、庁内で連携を図るとともに、今野委員のような不動産を取り扱っている事業者さんにも周知を行っていきたいと思います。

【今野委員】新築のときは設計者が入りますが、改装のときは設計者が入らない場合もあるので、不動産関係者への周知も必要だと思います。

【野口委員】手賀沼ふれあいライン沿いにある既存不適格の独立看板について、法的には遡って指導することは難しいと思いますが、更新の際に合わせて取り壊したり、小さくしたりしないと、後から設置する事業者は、あれは良いのに何故自分たちは駄目なんだと不公平感を感じてしまうと思います。市がお金を出して直すものでもないですし、どこかに対策を盛り込んだりできないのでしょうか。財産権の侵害となるので、そういった規定を行政がつくることは難しいですか。

【事務局】既存不適格の物件に指導を行うことは難しいですが、今回の計画の見直しが決めた後、基準が適用される広告物を管理する事業者に、新しい基準の内容について周知します。そのなかで、既存不適格の看板を改修するときは、基準を順守するよう呼びかけます。

【馬場委員】ハケの道沿いの樹木のなかに、根がむき出しになっていたり、いつ倒れてもおかしくない状況となっているものが結構あります。個人が所有している樹木でも、必要な場合は市が切ったりできると思うのですが、そういう規制とか検討を市としてどういう形でできますか。

【事務局】他の市町村が景観重要樹木に指定している樹木のなかには、行政が管理する街路樹などが多いです。当市においては天神坂のそばの民有地内に所在する6本の樹木を景観重要樹木に指定しています。隣接地の上空にまで枝が伸びており、風が強い日などに枝が落ち、人に危害を加える可能性は否定できませんが、民間所有のため市で勝手に切ることはできません。ただし、景観重要樹木については生育状況調査を市の負担で実施し、所有者に、調査結果を踏まえた樹木の維持管理に関するアドバイスをを行っています。

【馬場委員】ハケの道沿いの樹木は景観重要樹木に指定されていないので、所有者の判断で切ってしまうということはあるわけですね。気候変動によるリスクや事故の防止も考えなければならないなかで難しい問題だと思うのですが、水と緑の調和をうたっているなかで、こうした個人所有の樹木をどうやって残していくか、市の考え方を示せると良いと思いました。

【荒井会長】緑の基本計画で触れられていますが、全国の自治体でも課題となっていますね。他にも質問はありますでしょうか。

(意見なし)

【荒井会長】ご意見がないようですので、これで審議を終わらせていただきます。本日は傍聴者の方がいらっしゃいますので、ご意見がございましたら、お一人につき1回、3分以内でお願いします。ご意見ございますか。

【傍聴人①】私が気にしていることは、環境や開発の話です。商業的なものが進出する開発を行うことを市民に説明するときに、商業観光の観点については商業観光課から、景観については景観推進室から説明するということを、市民に分かりやすく説明

して欲しいです。景観について市のホームページで調べましたが、なかなか我孫子市景観形成基本計画にたどり着けませんでした。もっと広く、市民にこういう計画があることを周知していただきたいと思います。

【傍聴人②】委員の皆さんが発言したり、市の職員が委員の人に質問したりと、活発な議論がなされていて良かったと思います。

【荒井会長】以上を持ちまして、令和6年度我孫子市景観審議会を閉会いたします。

以上